

## こうち外国人材優良サポート事業者認証マーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は「こうち外国人材優良サポート事業者認証制度実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、県が認証した事業者(以下、「認証事業者」という。)であることを表すために作成した認証マーク(以下「認証マーク」という。)について、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (デザイン)

第2条 前条の認証マークのデザインは、別図のとおりとする。

### (使用制限)

第3条 認証マークは、高知県のほか、要綱第6条の規定に基づき認証を受けている者(以下「使用者」という。)以外は使用することができない。

### (使用方法)

第4条 別図に定める認証マークは、次に掲げるとおり使用することができるものとする。

- (1) 認証マークは、原則として別図に定める指定のカラーを使用するものとする。
- (2) 認証マークの図形を変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)することや認証マークの外枠の範囲内に他の文字や色等、別の要素を配置して使用してはならない。
- (3) 認証マークの外枠は、用途に応じ、削除して使用できる。

### (使用者の責任)

第5条 使用者が認証マークの使用により県に損害を与えた場合、県は、その賠償を請求することができる。

- 2 認証マークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

### (苦情の処理)

第6条 使用者は、認証マークの使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

### (報告)

第7条 知事は、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

### (その他)

第8条 認証マークに関する著作権は県に属し、その運用に関する事務は、商工労働部商工政策課において行う。

### 附 則

- 1 この要領は、令和7年5月14日から施行する。

(別図)

こうち外国人材優良サポート認証マーク

